第6回 地方議会・議員のあり方に関する研究会 (議事概要)

【議事概要】

○ 事務局から資料について説明を行った後、意見交換を行った。

【主な議論】

(通称(旧姓)使用に関する三議長会通知)

- 都道府県議会においては多くの議会で通称・旧姓使用を認めているが、前回の研究会後、あらためて会長から各議長宛に、適切に対応していただきたい旨の通知を発出した。【加藤構成員】
- 市議会議長会としても3月13日に会長名の通知を発出した。各市議会においてその趣旨を理解の上、議員の通称使用について、必要な措置など格別の配慮を賜りたい旨お願いしたもの。【川上構成員】
- 町村議会議長会も、所属議員から通称使用の申出があった際には、地方議会における事例や国会における運用等を参考に、適切に対応していただくよう各町村宛に通知を出した。通知文において、通称には旧姓も含むと明記している。【松尾構成員】
- 例えば議会事務局のホームページに載っている議員名簿一覧に通称を載せていただくなど、議会の方々が色々な形で活動されているものを検証するための議会の情報発信の一環として、通称と本名をマッチングできる体制を整えていただくことも是非議長会のほうで音頭を取ってやっていただきたい。【河村構成員】
- 住民にどう見せていくのかという観点から、議長会のホームページに載せるなど、 こんなに変わっていますよということを宣伝していただいたほうがいいのではない か。【大山座長代理】

(地方議会・議員のあり方や位置づけ)

- 全国都道府県議会議長会の有識者研究会で、都道府県議会や議員のあり方等について検討していたが、今月末に報告書がまとまることとなり、報告書(未定稿)案を参考資料3として配布している。この研究会で議論があった議員報酬、立候補に伴う不利益な取扱いの禁止についても検討されたほか、議員の位置づけの法制化については、具体的な条文案も提言された。この報告書については、本研究会で検討された項目とも共通しているので、是非、参考にしていただきたい。【加藤構成員】
- 社会・経済・地域の構造が大きく変わっており、地域の諸問題も拡大し、複雑・深

刻化することが予想されている。地方議員にとって、こうした問題を受け止め、多様な民意を適切に自治体の政治と行政に反映することが、これまで以上に必要な課題となっており、地方議員の職務などについて、あらためて検討いただきたい。 【川上構成員】

- 資料に「各地域で議員のあり方の議論が必要」とあるが、各地域で住民のコンセンサスが異なれば、議会のあり方を制度化できないおそれがあるのではないか。 議会のあり方は、政府レベルで国民や全国の地方議会の意見を聴きながら議論・検討し、その中でコンセンサスを得ていくべきものではないか。【安達構成員】
- 全国都道府県議会議長会の研究と提言という形で尽力され、尊敬に値する。その上で例えば、専業比率、政党組織率で見ても都道府県議会、政令市議会、特別区議会は総じて高水準にあるのに対して、町村議会は概ね低水準であり、一般市については極めて多様な分布を示しているという事情がある。「各地域で議員のあり方の議論が必要」という部分の問題提起について、都道府県、政令指定都市という世界から見れば理解できるが、市町村一般について、同じ議論が維持できるか疑念がある。さらに、議会議員が「全力を挙げてその職務を行わなければならない。」とする部分については、各方面の合意が得られるかという論点がある。 【大屋構成員】
- 都道府県・指定都市・市・町村でそれぞれ実態が異なり、多様であることから、議員のあり方について、統一的にこうすべきだと論ずることは、議会と住民との関係から見ると難しいのではないか。【岩崎構成員】

(地方議会に対する住民の理解)

- 議会に関する情報は議会事務局のホームページやオープンデータサイトに行け ば分かるというような形の環境を作ることが大事であり、議会事務局の方でそうい う情報発信能力を高める体制作りが必要なのではないか。【河村構成員】
- 住民から見ると、議会が遠いということが問題であると考えている。ハラスメント研修・出産手当・休暇制度などについて取り組んでいただき、それを情報発信するといったように、議会の側でできることを積極的に対応していただきたい。【大山座長代理】
- それぞれの議会が自ら、議会のあり方や活動理念を発信する意味で議会基本条 例を制定してはどうか。【岩崎構成員】
- 独任制の首長に対する合議制の議会という図式が重要であり、独任制の執行部のマネジメントの価値に対峙するデモクラシーの価値が重要。【岩崎構成員】
- 住民にとって議会と議員の活動がよく見えていないのではないか。解消するため。

- の一つの提案として、議会基本条例を制定する、議会報告会を行う、議会モニター制度を導入するといったように、住民との関係における議会と議員のあり方という視点を押し出すべきではないか。【岩崎構成員】
- 条例ではなく、法律で、議員の位置づけ等を規定し、議員は自治体、地域の代表という動機づけ、意識づけを根底に据えることは非常に大事なことである。法律で議員の位置づけ等が確立されていないため、議員の不祥事があると、議員についての悪いイメージが住民に広がってしまう。【加藤構成員】

(地方議員のなり手不足への対応)

- 前回の研究会では、議員報酬と地方交付税の単価について発言し、総務省からは、交付税単価の引上げについて前向きな回答があった。議員のなり手不足への対応策の一つとして、特に小規模な自治体における議員報酬を一定程度確保していくことも不可欠なので、対応方について、改めてお願いする。【加藤構成員】
- 町村の議員に限らず、小規模市の議員も議員報酬の水準は低く、経済的に恵まれた議員は別として、兼業でなければ生計が困難な実情にあり、小規模市町村の議員報酬の引き上げの促進となるよう、地方財政措置の充実についてお願いしたい。【川上構成員】
- 町村議員の担い手不足を解消し、多様な人材を呼び込むためには、経済的な問題は避けて通れない大きな課題であると考えており、具体的には、選挙公営・議員報酬・議員年金の3点である。議員報酬は町村議会が住民と向かい合って決めることだが、国においては議員報酬のあり方・考え方を示すことと財政措置の充実をお願いしたい。【松尾構成員】
- 年ではなくて一月あたりという形で、報酬の基準の作り方というものを議長会で検 討する必要があるのではないか。【河村構成員】
- 不利益取扱いの禁止について、議員はいったん選ばれると4年在職し、再選するかもしれない。その負担を事業者に負わせることが受容可能かという議論がある。【大屋構成員】
- 教育の中立性の確保に配慮する必要はあるが、政治の役割と重要性、そして地方自治とこれを支える地方選挙の重要性を子供の時から世代を超えて学習できる教育環境を整備することは、議員のなり手確保の観点からも重要な課題であると考えている。【安達構成員】
- 地方議会・議員について、住民が理解を深めることや将来の議員のなり手を住民の中から確保するためにも主権者教育は重要な取組であると考えている。【松尾構成員】

(議会の権能等の強化)

- 本会から提案している地方議会の権能強化、議員の位置づけ等については、この研究会で引き続き検討し、制度改正が必要なものについては、次期地方制度調査会に提言することをしっかり報告書に盛り込んでいただきたい。【加藤構成員】
- 議長に対する議会招集権の付与について、議会が自律的に活動を開始する制度 の創設をお願いしたい。【安達構成員】
- 必要に応じて議会を機動的に開催できるよう、議長に招集権を付与していただき たい。【松尾構成員】
- 長の予算提案権を侵害してはならないとされている予算修正権の制約をなくし、 議会の予算に対する関与を強化し、予算審議を通じて議会の意思を反映できる 制度改正の検討をお願いしたい。【安達構成員】
- 予算修正権の制約を見直すとともに、予算のうち議会費は議会側の提案をもとに 予算を編成する制度とすべきと考えている。【松尾構成員】
- 議決を要する契約に係る種類・金額の要件、また財産の取得・処分に係る面積・金額の要件について、政令で定める基準に従い条例で要件を定める現行制度を見直し、各自治体が地域の実情を考慮した基準により条例で定めることができるようにお願いしたい。【安達構成員】
- 議決を要する工事・製造の請負、財産の取得・処分についての政令の基準を廃止し、条例により地域の実情に適した基準を規定できるようにすべきと考えている。【松尾構成員】
- 総務省の行政実例では、長が議会の招集を告示した後は、招集日を変更できないとされているが、大きな災害・事故など議員の応招が極めて困難であると認められる客観的な理由が明らかな場合、議会とりわけ定例会の招集日の変更を可能とする措置を講じておく必要があると考えている。【安達構成員】
- 議会図書室におけるレファレンスサービスの強化という点について、地方自治法 第100条第19項における議会図書室は、官報及び政府刊行物を物理的に置いて おく場として現行の地方自治法に盛り込まれている。議員の方々が求めているの がレファレンスサービス・情報提供機能であれば、都道府県議会議長会ではシン クタンクの共同設置というようなことが提言に盛り込まれているが、このような方向 を強化するというような方向を中心に考えるべきではないか。【大屋構成員】
- 図書室を共同利用するという方向で検討した方が効果的であり、余分な出費を削れるのではないか。【河村構成員】

(その他について)

- 政令指定都市は都道府県に近い事務権限を持っており、今後、さらに権限移譲が進んでいくと、政令指定都市における県政に係る地域課題が他のところより少ないという問題が顕著になっていき、政令指定都市から選出されている県議会議員は、他の選挙区の県議会議員よりも扱う課題が少なくなってしまう。政令指定都市の県議会議員の定数を削減する、もしくは、政令指定都市の議員が都道府県の議員と兼職をすることを検討してもよいのではないか。【安達構成員】
- 議会が不信任案を決議したとき、首長が議会を解散するか持続するかという選択 肢があるが、住民監視の視点からすると、議会が先に解散されることになると、議 員構成が、首長派と反首長派に分かれてしまう。選挙する順番が違うのではない か、例えば、不信任案に係る住民投票で賛成が多かったら首長がやめる、それが だめだったら議会が解散するという手順に変えるという意見があってもいいので はないか。【河村構成員】